

上田市総合評価落札方式（特別簡易型）実施要領

令和8年3月25日制定

（趣旨）

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定により、上田市が発注する技術提案を求めない一般的な建設工事において、価格及びその他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式（特別簡易型）」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 総合評価落札方式（特別簡易型）の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事のうち、入札者の施工能力等と入札価格を総合的に評価することが必要と認められる工事で、上田市建設工事等業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が選定した工事とする。

- (1) 予定価格3,000万円以上の土木一式工事
- (2) 予定価格4,500万円以上の建築一式工事
- (3) 予定価格3,500万円以上の舗装工事
- (4) 予定価格2,000万円以上の電気・電気通信工事
- (5) 予定価格3,000万円以上の管・その他工事
- (6) その他必要と認められる工事

（総合評価の方法）

第3条 総合評価落札方式（特別簡易型）で定める評価は、次の各号に規定によるものとする。

- (1) 総合評価点 価格点と価格以外の評価点を総合した評価点
- (2) 価格点 入札価格に基づいて算定した評価点
- (3) 価格以外の評価点 入札者の施工能力等から算定した評価点

2 前項各号の評価点は、別記に定める落札者決定基準に基づき配点するものとする。

（学識経験者の意見聴取）

第4条 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（落札者決定基準の決定）

第5条 市長は、前条の規定による意見聴取の結果を踏まえ、選定委員会の審議を経て、落札者決定基準を決定するものとする。

(入札公告等)

第6条 市長は、総合評価落札方式（特別簡易型）による入札を実施するときは、次に掲げる事項を入札公告又は指名通知書に記載するものとする。

- (1) 総合評価落札方式（特別簡易型）を採用していること。
- (2) 落札者決定基準における評価項目及び配点に関すること。
- (3) 入札参加の申請時及び落札候補者の資格審査時に提出が必要な書類に関すること。
- (4) 価格以外の評価点の公表に関すること。
- (5) 価格以外の評価結果に対する疑義照会に関すること。
- (6) 落札者の決定方法に関すること。

(入札参加に必要な申請書の提出)

第7条 総合評価落札方式（特別簡易型）の入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、価格以外の評価点申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を指定された期間内に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書を提出しない者の入札は、無効とする。

(価格以外の評価点の決定)

第8条 価格以外の評価点は、入札参加者から提出される申請書に基づき採点し、市長が決定するものとする。

(価格以外の評価点の公表及び疑義照会)

第9条 市長は、前条の規定により価格以外の評価点を決定したときは、価格以外の評価点結果書（様式第2号）により、その結果を公表するものとする。

2 入札参加者は、前項の規定により公表された日の翌日の午後5時までに、自らの価格以外の評価点に係る疑義について、価格以外の評価点に係る疑義照会書（様式第3号）により照会することができる。

3 市長は、前項の規定による疑義の照会があったときは、照会内容の審査を行い、第1項の規定により公表された日の翌日から起算して2日目の午後5時までに、価格以外の評価点に係る疑義回答書（様式第4号）により回答するものとする。この場合において、価格以外の評価点を修正したときは、修正内容について公表するものとする。

4 第2項及び第3項に規定する期日及び期間は、上田市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）第2条第1項に規定する休日を除くものとする。

(開札及び総合評価点の算定)

第10条 入札書の開札は、価格以外の評価点が決定した後に行うものとする。

2 総合評価点の算定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、上田市低入札価格調査制度実施要領第4条に規定する失格基準価格（以下「失格基準価格」という。）を下回らない者について行うものとする。

(落札候補者の決定方法)

第11条 落札候補者は、総合評価点の最も高い者とする。

- 2 前項の場合において、総合評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により決定した落札候補者の入札価格が上田市低入札価格調査制度実施要領第3条に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、同要領の規定に基づき調査（以下「低入札価格調査」という。）を行い、落札候補者を決定するものとする。
- 4 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合は、次に総合評価点が高い次順位者を落札候補者とし、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、改めて低入札価格調査を行い、落札候補者を決定するものとする。

（落札者の決定及び公表）

第12条 市長は、前条の規定により決定した落札候補者から提出された申請書の記載内容に相違がないことを確認し、当該入札が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める手続きを経て、落札者を決定するものとする。

- (1) 総合評価落札方式（特別簡易型）が上田市一般競争入札（事後審査）実施要綱の規定による一般競争入札で実施されたときは、同要綱の規定に基づき審査を行うものとする。
 - (2) 第4条第2項の規定により学識経験者から落札者の決定について意見を聴く必要があるとの意見があったときは、2人以上の学識経験者から意見聴取するものとする。
- 2 前項の審査等の結果、落札候補者が当該要件等を満たしていないと認められる場合は、次に総合評価点が高い次順位者を落札候補者とし、適格者が確認できるまで前条第3項及び前項の審査等を行うものとする。
 - 3 市長は、前2項の規定により落札者が決定した場合は、第10条の規定により算定した総合評価点について、総合評価結果書（様式第5号）により公表するものとする。

（虚偽記載等に対する措置）

第13条 市長は、当該入札に関して提出された書類において、虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、当該落札者との契約を解除するとともに、上田市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱に基づく必要な措置を講ずるものとする。

（補則）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記（第3条関係）

落札者決定基準

（趣旨）

第1 この基準は、上田市総合評価落札方式（特別簡易型）実施要領第3条第2項の規定により、適正な総合評価点の算定に関し必要な細目を定めるものとする。

（総合評価点の設定）

第2 総合評価点の点数配分は、次による。

- (1) 価格点：88.0点
- (2) 価格点以外の評価点：12.0点

（総合評価点の算定方法）

第3 総合評価点の算定は、次式による。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{価格点以外の評価点}$$

（価格点の算定方法）

第4 価格点の算定は、次式による。ただし、価格点の算定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、失格基準価格を下回らない者について行うものとする。

- (1) 入札価格が調査基準価格以上の場合
価格点 = 配点 × 調査基準価格 / 入札価格 [小数点以下第3位四捨五入第2位止め]
- (2) 入札価格が調査基準価格未満の場合
価格点 = 配点 × 入札価格 / 調査基準価格 [小数点以下第3位四捨五入第2位止め]

（価格以外の評価点の算定方法）

第5 価格以外の評価点の算定は、次の各項の規定に基づき算定した点数の合計点とする。なお、評価の基準日は、入札公告日又は指名通知日（以下「公告日等」という。）とする。

2 企業の施工能力の評価

(1) 工事成績

評定点による評価は、次式による。（最大5.0点）

$$\text{評価点} = 5.0 \text{点} \times \frac{(\text{工事成績点} - 65.0)}{(\text{最高工事成績点} - 65.0)}$$

[小数点以下第3位四捨五入第2位止め]

ア 工事成績点は、上田市が発注した工事のうち、上田市契約検査課による検査を受けた工事（全工種対象）の工事成績評定点（共同企業体の構成員としての評価点を含む）を単純平均して求める。[小数点以下第2位四捨五入第1位止め]

イ 算定対象期間は、公告日等の属する年度の前年度までの過去3年度間（検査年度）とする。ただし、公告日等が4月1日から4月30日までのものについては、公告日等の属する年度の前々年度までの過去3年度間（検査年度）とする。

ウ 最高工事成績点は、有効な価格以外の評価点申請者のうち、工事成績点が最高の者の点数とする。

エ 工事成績点がない場合の評価点は 0 点とし、工事成績点が 65.0 点未満の場合の評価点はマイナスとする。

(2) 優良工事

優良工事表彰実績の有無により評価する。(最大 0.5 点)

優良工事表彰の実績がある者 0.5 点

ア 実績は、上田市優良建設工事表彰（全部門対象）の受賞実績（共同企業体の構成員としての受賞実績を含む）とする。

イ 対象期間は、公告日等の属する年度の前年度までの過去 3 年度間（表彰実績年度）とする。

(3) 工事实績

同種工事（発注される工事と同一の工種）の施工実績の有無により評価する。(最大 0.5 点)

同種工事の実績がある者 0.5 点

ア 実績は、工事実績情報システム（CORINS）に登録された工事实績（共同企業体の構成員としての実績を含む）のうち、元請けしたものを基本とする。ただし、入札公告等で定めた場合は、民間発注工事の実績等を含めることができるものとする。

イ 上田市が発注した工事のうち、工事成績評定点が 65.0 点未満の工事は、実績として認めないものとする。

ウ 対象期間は、公告日等を起算日とした過去 3 年間を基本とし、公告日前日までに竣工したものを評価対象とする。ただし、入札公告等で定めた場合は、対象期間を変更できるものとする。

3 配置予定技術者の能力の評価

(1) 工事实績

契約時に配置する技術者が同種工事（発注される工事と同一の工種）において主任（監理）技術者として従事した実績の有無により評価する。(最大 0.5 点)

同種工事の主任（監理）技術者として従事の実績がある者 0.5 点

ア 実績は、工事実績情報システム（CORINS）に登録された工事实績（共同企業体の構成員としての実績を含む）のうち、元請けしたものを基本とする。ただし、入札公告等で定めた場合は、民間発注工事の実績等を含めることができるものとする。

イ 上田市が発注した工事のうち、工事成績評定点が 65.0 点未満の工事は、実績として認めないものとする。

ウ 対象期間は、公告日等を起算日とした過去 3 年間を基本とし、公告日前日までに竣工したものを評価対象とする。ただし、入札公告等で定めた場合は、対象期間を変更できるものとする。

エ 複数の配置予定技術者を申請した場合の評価点は、最も下位の者の点数とする。

(2) 保有資格

契約時に配置する技術者の次の資格の保有状況により評価する。(最大 1.0 点)

① 技術士、1 級施工管理技士等 1.0 点

② 2 級施工管理技士等 0.5 点

ア 上記①又は②のいずれかの点数を加点する。

イ 資格は、公告日等現在で取得しているものを評価対象とする。また、登録が必要な資格については、登録が完了しているものを評価対象とする。

ウ 複数の配置予定技術者を申請した場合の評価点は、最も下位の者の点数とする。

4 地域貢献等の評価

(1) 地域要件

入札者の本店（社）所在地を基に評価する。（最大 3.0 点）

① 上田市内を 5 地域（上田右岸、上田左岸、丸子、真田、武石）に区分し、施工場所のある地域に本店（社）がある者 3.0 点

② 上田市内を 2 地域（千曲川右岸、千曲川左岸）に区分し、施工場所のある地域に本店（社）がある者 2.0 点

③ 上田市内に本店（社）がある者 1.0 点

ア 上記の点数のうち、最も配点の高いものを加点する。

イ 本店（社）の所在地は、公告日等現在で上田市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている所在地とする。

(2) 地域貢献

上田市と除雪及び凍結防止剤散布業務委託の契約を締結している者及び水道施設緊急時故障修理当番に登録している者を評価する。（最大 1.0 点）

① 除雪及び凍結防止剤散布業務委託の受託者 1.0 点

② 水道施設緊急時故障修理当番の登録者 1.0 点

ア 上記①又は②のいずれかの点数を加点する。

イ 上記①は、公告日等の属する年度の前年度に契約を締結した者を評価対象とする。

ウ 上記②は、公告日等現在で登録している者を評価対象とする。

(3) 災害対応

上田市と災害時の応援協定等を締結している者を評価する。（最大 0.5 点）

応援協定等を締結している者又は締結している団体の構成員 0.5 点

ア 公告日等現在で上田市と災害時の応援協定等を締結している者又は締結している団体の構成員を評価対象とする。

5 その他

(1) 入札参加停止

上田市から入札参加停止措置を受けた者を次式により減点評価する。（最大減点下限なし）

入札参加停止月数（1 か月未満の端数は切上げ）×△0.5 点

ア 対象期間は、公告日等を起算日とした過去 3 年間とする。ただし、3 年前の応答日が入札参加停止中の場合は、当該停止の全期間を月数とする。

(2) 受注実績

同種工事（発注される工事と同一の工種）の受注実績により減点評価する。（最大減点 1.0 点）

① 受注実績が 3 件以上ある者 △1.0 点

② 受注実績が 2 件ある者 △0.5 点

ア 上記①又は②のいずれかの点数を減点する。

イ 対象となる同種工事は、上田市が発注した工事のうち、当初予定価格が上田市総合評価落札方式（特別簡易型）実施要領第 2 条第 1 号から第 5 号までに規定される工事とする。

ウ 受注実績（共同企業体の構成員としての受注実績を含む）は、元請けしたものを基本とし、公告日等現在における当該年度に受注したものを評価対象とする。

価格以外の評価点申請書

工 事 名					
申 請 者	住 所				
	商号又は名称				
	代 表 者 氏 名				
	配置予定技術者氏名				

※ 複数の配置予定技術者を申請した場合の評価点は、最も下位の者の点数とする。

※ 「上田市総合評価落札方式(特別簡易型)実施要領」を参照のうえ記入すること。

評価項目	評価内容	評価基準	該当に ○印	配点	評価点	添付書類	
企 業 の 施 工 能 力	工事成績	工事成績点は、公告日等の前年度までの過去3年度間に上田市契約検査課の検査を受けた工事(全工種対象)の工事成績評定点の平均点とする。 【小数点以下第2位四捨五入1位止め】	評価点=5.0点×(工事成績点-65.0)÷(最高工事成績点-65.0) 【小数点以下第3位四捨五入2位止め】	/	5.00		-
	工事実績	公告日等から過去3年間の同種工事(発注工事と同一工種)の施工実績	実績あり	○	0.5		-
			実績なし	○	0		-
	優良工事	公告日等の前年度までの過去3年度間における上田市優良建設工事表彰(全部門対象)の受賞実績	受賞実績あり	○	0.5		-
受賞実績なし			○	0		-	
配 置 予 定 技 術 者 の 能 力	工事実績	配置予定技術者が公告日等から過去3年間に同種工事(発注工事と同一工種)の主任技術者等として従事した実績	実績あり	○	0.5		-
		実績なし	○	0		-	
	保有資格	公告日等における配置予定技術者の保有する資格	技術士・1級施工管理技士等	○	1.0		資格者証等の写し
2級施工管理技士等			○	0.5			
技士補・資格なし(実務経験)			○	0			
地 域 貢 献 等	地域要件	公告日等における入札者の本店(社)の所在地により加点する。 ※評価基準のうち、最も配点の高いものを加点する。	上田市内を5地域(上田右岸、上田左岸、丸子、真田、武石)に区分し、施工場所の地域に本店(社)がある者	○	3.0		-
		上田市内を2地域(千曲川右岸、千曲川左岸)に区分し、施工場所の地域に本店(社)がある者	○	2.0			
		上田市内に本店(社)がある者	○	1.0			
		上田市外に本店(社)がある者	○	0			
	地域貢献	公告日等の前年度における除雪及び凍結防止剤散布業務委託の受託者又は公告日等における水道施設緊急時故障修理当番の登録者	受託(登録)あり	○	1.0		-
			受託(登録)なし	○	0		-
災害対応	公告日等における上田市との災害時の応援協定等の締結状況	応援協定締結又は締結団体の構成員	○	0.5		-	
		協定締結等なし	○	0		-	
そ の 他 (減 点)	入札参加停止	公告日等から過去3年以内の上田市入札参加停止措置状況	入札参加停止月数(1か月未満の端数切上げ)×△0.5点	/	下限なし		-
	受注実績	当該年度における上田市発注の同種工事(発注工事と同一工種)の受注実績 土木一式(3,000万円以上)、建築一式(4,500万円以上)、舗装(3,500万円以上)、電気・電気通信(2,000万円以上)、管・その他(3,000万円以上)	3件以上	/	△ 1.0		-
			2件	/	△ 0.5		-
			2件未満	/	0		-
価格以外の評価点				(最大) 12.00	0.00		

価格以外の評価点結果書

公告番号	公告第 号
開札日	令和 年 月 日
工事名	
工事場所	
公表日	令和 年 月 日

No.	入札参加申請者名	価格以外の評価点	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

価格点以外の評価点に係る疑義照会書

令和 年 月 日

(あて先)上田市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
メールアドレス

令和 年 月 日 公表の価格以外の評価点について、下記により疑義がありますので、回答願います。

記

公告番号	公告第 号
開札日	令和 年 月 日
工事名	
工事場所	
疑義事項	

契 第 号
令和 年 月 日

価格点以外の評価点に係る疑義回答書

様

上 田 市 長 ○ ○ ○ ○
(財政部 契約検査課)

令和 年 月 日 付で価格点以外の評価点に係る疑義照会のありました案件について、下記のとおり審査結果を回答します。

記

公 告 番 号	公 告 第 号
開 札 日	令和 年 月 日
工 事 名	
工 事 場 所	
疑 義 事 項	
回 答	

価格以外の評価点結果書(修正)

公告番号	公告第 号
開札日	令和 年 月 日
工事名	
工事場所	
公表日	令和 年 月 日
修正日	令和 年 月 日

No.	入札参加申請者名	価格以外の評価点	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

総合評価結果書

令和 年 月 日

公告番号	公告第 号
開札日	令和 年 月 日
工事名	
工事場所	
予定価格	円 (税抜き)
調査基準価格	円 (税抜き)
失格基準価格	円 (税抜き)

No.	入札者名	入札額(円)	価格点	価格以外の評価点	総合評価点	落札者 (○印)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						